

2013年5月24日

# 中小企業のための 法務講座



## 「個人情報保護条例改正2012」 —ダイレクトマーケティングに対する新規規制—

の情報を利用するつもりがあり、また何の商品サービスが売り込みの対象であるかを事前に個人情報取扱業者は、読みやすく理解しやすい形で当該

本人に伝える必要があります。

### (3) 同意の成立

個人情報取扱業者が自社のためにダイレクトマーケティングをする場合、該当者は書面または

（4）初めての使用に関する義務  
（J）のシリーズは月1回掲載します

00万香港ドルと5年間の懲役になります。（J）のシリーズは月1回掲載します

意とみなされていました。しかし今回の個人情報保護条例により、そういう同意はもう「同意」とみなされません。

クトマーケティングをする、第三者に個人情報を提供する前に、個人情報取扱業者は、必ず該当者の同意を書面でもらう必要があります。

の個人情報を自社で使用する、第三に個人情報をあるいは第三者に渡した場合、最高罰則は50万香港ドルと3年間の懲役もしくは3年間の監禁があります。

却する場合、最高罰則は1

（5）罰則  
新条例により、ダイレクトマーケティングにおいて、個人情報取扱業者が通

の個人情報を自社で使用する、第三に個人情報をあるいは第三者に渡した場合、最高罰則は50万香港ドルと3年間の懲役もしくは3年間の監禁があります。

却する場合、最高罰則は1

読者の皆さんも、おそらく香港での生活の中で毎日のように、SMSや売り込みの電話で悩まれたことがあります。経験があるかと思います。

今この通信が発達している時代、クライアントの情報は、ビジネスにとって宝です。多くの会社はより多くの利益を得るために、クライアントの情報を悪用したり、他の会社と交換したり、さらには他の会社に売ったりするなどしてきました。

例えば、通信会社の中には、クライアントの個人情報（例えば、生年月日、住所や電話番号など）を勝手に他の会社と交換したり販売したりする会社がありました。

（1）ダイレクトマーケティングへの規制  
（2）個人情報保護条例での同意  
（3）同意の成立  
（4）初めての使用に関する義務  
（5）罰則

個人情報取扱業者が自社のためにダイレクトマーケティングをする場合、該当者は書面または口頭で、同意や反対しない旨の返事をします。この同意の方法は、個人情報の持ち主の「有効な同意」または「反対しない」という指示がなければ、個人情報を利用する場合、個人情報取扱事業者は必ず事前に、その個人情報に関する利用情報を当該本人に教える必要があります。個人情報の利用あるいは個人情報を他社に提供することは禁止されます。ここでのは必ず14日以内に書面で該当者の意思を確認する必要があります。

（6）個人情報取扱業者が第三者に個人情報を提供する場合（つまり、第三者に個人情報を売つて、その第三者がダイレクトマーケティングを行っている）、個人情報取扱業者は、必ず該当者の同意がないまま、当該者

筆者紹介  
ANDY CHENG  
弁護士 アンディ・チエン法律事務所代表  
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの香  
港大学法律学部卒業、慶應義塾大学へ留学後、ジ  
エトロ相談・契約書作成得意としている。日本語堪能  
www.andysolicitor.com  
info@andysolicitor.com

